

令和6年6月27日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト／シェア
の推進について」等に関するQ & Aについて

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医事課より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記事務連絡が発出されるとともに、別添のとおり日本医師会を通じ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の業務に関して、法令改正により新たに追加された業務や、現行制度下で実施可能な業務についてのQ & Aを示したものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解賜りますとともに、周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【参考】日本医師会メンバーズルームからも別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/chiiki/2024chi_554.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角入力）です(宛名シール下部に印刷されている10桁の数字)。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角入力）です。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267

令和 6 年 6 月 1 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 釜 范 敏

(公印省略)

「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト／シェア
の推進について」等に関する Q & A について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医事課より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の業務に関して、法令改正により新たに追加された業務や、現行制度下で実施可能な業務についての Q & A を示したものです。

- Q & A 1：血管造影・画像下治療におけるカテーテル及びガイドワイヤー等に関連する医行為に該当しない補助行為について、厚生労働省通知（下記参考②）では、診療放射線技師が実施できる行為として記載されていますが、これらの行為は、心臓・血管カテーテル検査、治療に従事する臨床検査技師、臨床工学技士を含む他の医療関係職種が、清潔区域への立入り方法等について医師・看護師の十分な指導を受けたうえで行うことが可能としています。
- Q & A 2：診療放射線技師は、下部消化管検査、画像誘導放射線治療において、肛門に挿入されたカテーテルの抜去も一連の行為として実施可能としています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 参考 >

- ① 厚生労働省医政局長通知「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」

→日本医師会文書：令和３年７月１４日付 日医発第 306 号（地 194）

※Q & A 2 に関連して、「画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為」自体は、平成 27 年の診療放射線技師法施行規則の一部改正により業務範囲に追加されたものです。

（「医療法施行令等の一部を改正する政令の公布等について」平成 27 年 4 月 7 日付日医発第 31 号（地 I 19））

- ② 厚生労働省医政局長通知「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト／シェアの推進について」

→日本医師会文書：令和３年１０月４日付 日医発第 549 号（地 325）

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 14 日

公益社団法人 日本医師会会長 御中

厚生労働省医政局医事課

「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」
等に関するQ & Aについて

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛てに通知を発出いたしましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年6月14日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」等に関するQ & Aについて

診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士については、「診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第119号）、「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第202号）、「臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第203号）等により、その業務範囲の見直し等が行われており、その内容は「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」（令和3年7月9日付け医政発0709第7号厚生労働省医政局長通知）においてお示ししているところです。

また、現行制度の下で医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェアが可能な業務の具体例やタスク・シフト/シェアを推進するに当たっての留意点等については、令和3年9月30日付け厚生労働省医政局長通知「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」（令和3年9月30日付け医政発0930第16号厚生労働省医政局長通知）によりお示ししているところです。

今般、下記のとおり、上記通知に関する質疑応答集（Q & A）について取りまとめましたので、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む）、医療機関、関係団体等に対して周知願います。

記

Q1 血管造影・画像下治療における医師の補助として、カテーテルやガイドワイヤー等を使用できる状態に準備する行為や、医師に手渡しする行為、カテーテル及びガイドワイヤー等を保持する行為、医師が体内から抜去したカテーテル及びガイドワイヤー等を清潔トレイ内に安全に格納する行
--

為等の医行為に該当しない補助行為は、清潔区域への立入り方法等について医師・看護師の十分な指導を受けた診療放射線技師が行うことが可能であるとされている。

これらの行為については、心臓・血管カテーテル検査、治療に従事する臨床検査技師、臨床工学技士を含む他の医療関係職種が、同様に清潔区域への立入り方法等について医師・看護師の十分な指導を受けたうえで行うことが可能であると解してよい。

A 1 問題ない。

Q 2 診療放射線技師は、下部消化管検査のために肛門に挿入したカテーテルから注入した造影剤及び空気を吸引する行為は実施可能とされているが、肛門から当該カテーテルを抜去する行為は実施可能か。

A 2 診療放射線技師は、下部消化管検査のための肛門へのカテーテルの挿入、当該カテーテルからの造影剤及び空気の注入、撮像、当該カテーテルからの造影剤及び空気の吸引、肛門からの当該カテーテルの抜去までを一連の行為として行うことができる。

また、画像誘導放射線治療のために肛門に挿入されたカテーテルの抜去についても一連の行為として行うことができる。